

最近のトピックス

ビールの定義の拡大

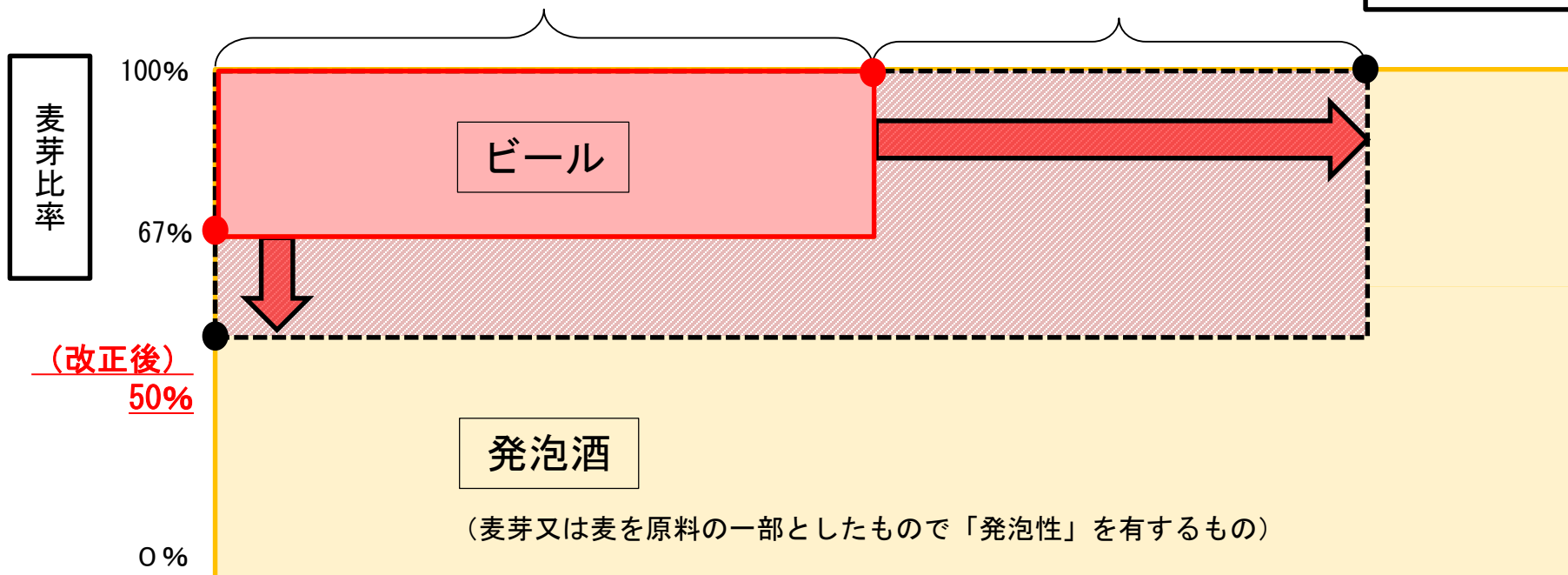
- 地域の特産品を用いた地ビールの開発を後押しする観点や、外国産ビールの実態を踏まえ、平成30年4月に、麦芽比率50%以上の商品や、副原料として果実(果肉・果皮)や一定の香味料を少量用いている商品を、ビールの定義に追加する。

(注)上記の追加副原料の重量は、麦芽の重量の5%までとする。

主原料 (麦芽、ホップ、水)
副原料 (麦、米、とうもろこし等)

(改正後) 副原料の範囲に、
果実や一定の香味料(*)を追加

原料の範囲

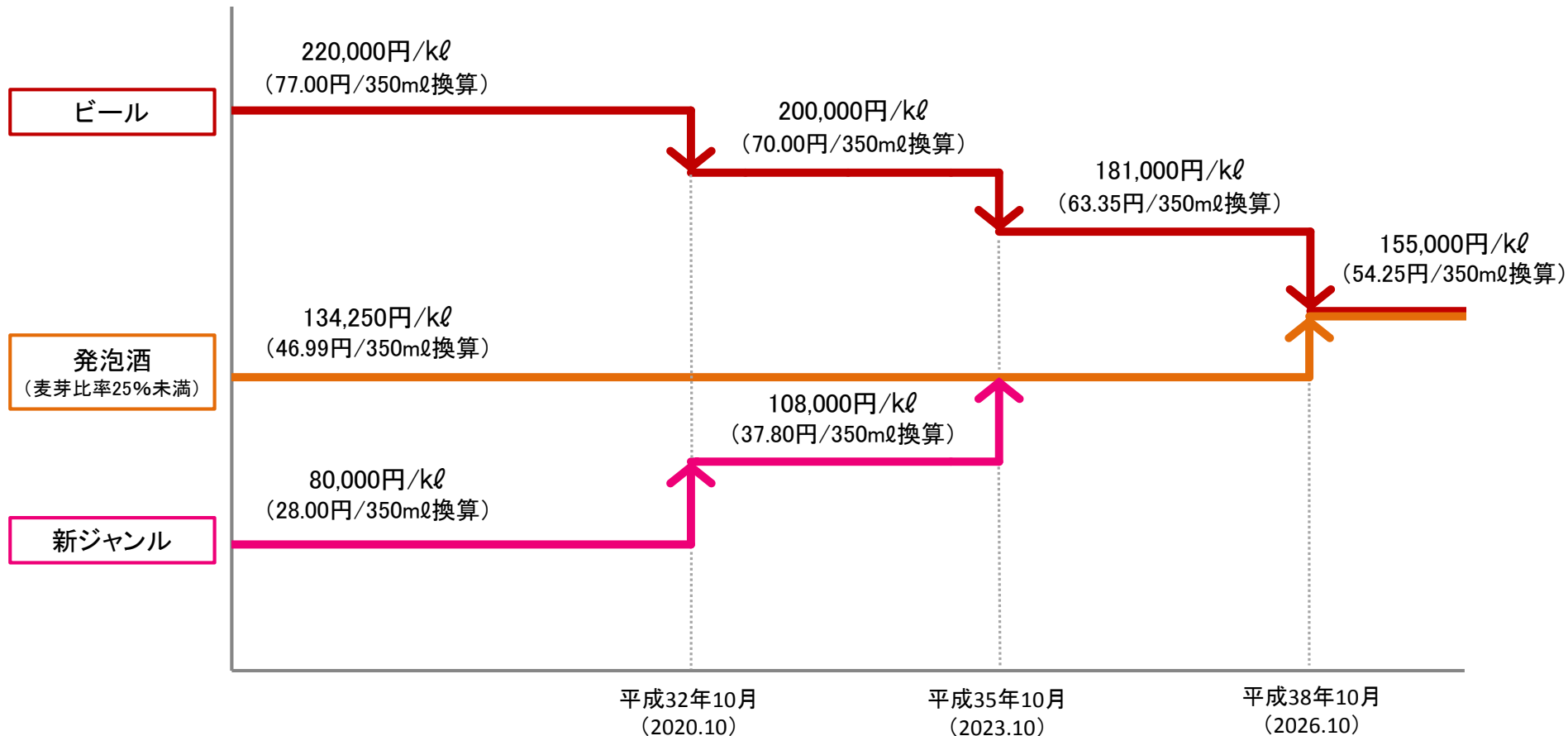


(*) 一定の香味料とは、ビールに香り又は味を付けるために使用する、以下の物品をいう。

- | | | | |
|--------------------------|----------------------|---------------------|------------------|
| ①果実 | ②コリアンダー・その種 | ③香辛料(胡椒、山椒等) | ④ハーブ(カモミール、バジル等) |
| ⑤野菜 | ⑥そば・ごま | ⑦含糖質物(蜂蜜、黒糖等)・食塩・みそ | ⑧花 |
| ⑨茶・コーヒー・ココア (これらの調製品を含む) | ⑩かき(牡蠣)・こんぶ・わかめ・かつお節 | | |

税率構造の見直し(ビール系飲料)

- ビール系飲料の税率については、平成38年10月に、1kℓ当たり155,000円(350ml換算54.25円)に一本化する。
- 消費者の負担が急激に変動することとならないよう、税率見直しは3段階に分けて行い、第1段階は平成32年10月に、第2段階は平成35年10月に実施する。



ワインの表示ルールの方定

- 国内では、「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通しており、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワイン(海外原料使用のワイン)の違いがわかりにくい等の問題が存在。
- こうした状況を踏まえ、ワインの表示ルールを策定。
(注)「果実酒等の製法品質表示基準」(平成27年 国稅庁告示)
- 告示の日(平成27年10月30日)から3年間の経過期間を経て、平成30年10月30日から適用開始。

国内製造ワイン

(日本国内で製造された果実酒・甘味果実酒)

日本ワイン

(国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒)

⇒ぶどう産地(収獲地)や品種等の表示が可能

濃縮果汁などの海外原料を使用したワイン

- ① 表ラベルに、
 - ・濃縮果汁使用
 - ・輸入ワイン使用などの表示を義務付け
- ② 表ラベルに、地名や品種等の表示ができない

輸入ワイン

ボトルワイン 等

海外原料

濃縮果汁

バルクワイン
(原料ワイン)

等



お酒の地理的表示(GI)とは？

- お酒について「一定の基準」を満たして生産されたこと、「正しい産地」であることを示すのが「酒類の地理的表示(GI)」です。
- 例えば、地理的表示である「日本酒」と名乗るためには、原料の米に国内産米のみを使用(一定の基準)し、日本国内(正しい産地)で製造される必要があります。

酒類の地理的表示の表示方法

地理的表示の名称の一箇所以上に、下記のいずれかの文字が併記されています。

①「地理的表示」

②「Geographical Indication」

③「GI」

※ 地理的表示「日本酒」は、表示なくてもよいこととしています。

【表示例】地理的表示「東京」の場合



酒類の地理的表示の指定状況 (平成30年3月現在)

